

コンテナ運搬船の曲げ振り強度に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

コンテナ運搬船の曲げ振り強度に関する事項

改正理由

IACS において、コンテナ運搬船の直接強度計算に用いる荷重に関する機能要件を規定する IACS 統一規則 S34 が 2015 年 5 月に採択された。今般、IACS 統一規則 S34 に基づき、全船解析を用いた曲げ振り強度評価について関連規定を改めた。なお、IACS 統一規則 S34 の規定のうちホールドの直接強度計算に関する要件を取り入れるための鋼船規則一部改正案は 2015 年度第 4 回技術委員会で承認されている。

改正内容

- (1) 「コンテナ運搬船の構造強度に関するガイドライン」の「船体曲げ振り強度評価ガイドライン」に示す評価が要求される船舶の適用を改めた。
- (2) コンテナ運搬船の曲げ振り強度評価時に考慮する波浪中垂直曲げモーメントは、鋼船規則 C 編 32.2.3-8. (IACS 統一規則 S11A に基づく要件) による旨改めた。